

2018年2月23日
みずほ銀行（中国）有限公司
中国アドバイザー一部

—中国（上海）自由貿易試験区関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（第458号）

外貨管理局上海市分局、 上海自由貿易区の外貨管理改革で 実施細則を調整

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

国家外貨管理局上海市分局は、2018年1月2日付で『中国（上海）自由貿易試験区外貨管理改革試行のさらなる推進の実施細則』の印刷・配布に関する通達』（上海匯発[2018]1号、以下『1号通達』という）を公布、施行しました。『1号通達』は、その施行に伴い廃止された『国家外貨管理局上海市分局による「中国（上海）自由貿易試験区外貨管理改革試行のさらなる推進の実施細則」の印刷・配布に関する通達』（上海匯発[2015]145号）¹に代わるもので、上海自由貿易試験区（以下「上海自由貿易区」という）での貨物貿易に係る電子エビデンス審査条件の緩和や、国外機構の国内外貨口座元転オペレーション規程などが盛り込まれています。

□ 電子エビデンス審査の条件を緩和

貨物貿易における外貨収支のエビデンス審査については、『国家外貨管理局による貨物貿易外貨収支に係る電子エビデンス審査の規範化に関する通達』（匯発[2016]25号）が、2016年11月から貨物貿易分類がA類など、条件に合致した企業に限り、紙ベースのエビデンス審査あるいは電子エビデンス審査のいずれかを銀行が選択することができるとしていました。

『1号通達』ではこの貨物貿易分類に言及されておらず、電子エビデンスによる審査が可能な企業について、「外貨収支の取引を行う際のコンプライアンス性および信用記録が良好な企業」であることなどを条件に、上海自由貿易区の銀行が自ら同区内の企業を選ぶことができるとし、その判断を銀行に委ねています（付属文書『実施細則』第7条）。

¹ 『上海匯発[2015]145号』の詳細については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第413号をご参照ください。以下のURLよりダウンロードできます。

⇒ <https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/report/branches/express/pdf/R419-0423-XF-0105.pdf>

□ 外貨資金集中運営管理を届出・展開する金融リース会社などに追加条件

『1号通達』は、多国籍企業による外貨資金集中運営管理の届出・展開を行う上海自由貿易区の金融リース会社および資産管理会社に、既存の条件を満たすほか、「一定の特徴を備える」ことも求めています（付属文書『実施細則』第13条）。その特徴として、「多国籍企業との外貨資金集中運営管理の緊密度」「実体経済発展への着実な支援に資するものか」「当該企業グループの主力事業の支援に資するものか」「金融リスク防止に有益なものか」といった点を挙げています。

□ 外貨 NRA 口座の元転オペレーションを規定

『1号通達』では今回、上海自由貿易区における外貨 NRA 口座（非居住者外貨預金口座）の元転オペレーションを、添付文書2『試験区における国外機構の国内外貨口座元転オペレーション規程』（以下『オペレーション規程2』という）として新たに公布しています。これは、国家外貨管理局が2017年3月にQ&Aの形（『さらに外貨管理改革を推進し、真実・コンプライアンス性審査を完善化することについての通達』（匯発[2017]3号）の政策に関するQ&A（第1期））で説明していた内容を正式にオペレーション規程として公布したものです。主な内容は以下をご参照ください。

『試験区における国外機構の国内外貨口座元転オペレーション規程』の主な内容

- ✓ 国外機構は、上海自由貿易区内に登録した銀行で開設した外貨 NRA 口座の資金を元転することができる
- ✓ 元転後の人民元資金は国内での支払に限定。国外への振替や FT 口座・人民元 NRA 口座等への入金は不可
- ✓ 銀行は、直接的な元転方式により外貨 NRA 口座の資金の元転を取り扱う
 - 外貨資金は原則として直接的な形で元転し、その後2営業日以内に受取銀行口座へ振替。受取銀行は受取側が提供した関連書類を審査後、資金の入金手続きを行う
 - 受取銀行が審査後に、資金がコンプライアンスに合致しないと認識し入金できない、もしくは取引の取消により外貨返還が生じた場合、その人民元資金はもとのルートで元転銀行に返却し、元転銀行はその資金を受け取った当日に外貨購入した後、直接もとのルートで外貨 NRA 口座へ返却

（『オペレーション規程2』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

□ ファイナンスリース関連業務に係る手続きの明確化や利便性を向上

ファイナンスリース会社による外貨建てリース料の受け取りについては、2017年10月に『ファイナンスリース業務の外貨管理に関する問題についての通達』（匯発[2017]21号）²が公布、施行されたことにより全国で可能となりましたが、『1号通達』の添付文書1『試験区におけるファイナンスリース外貨管理オペレーション規程』では外貨建てリース料収入の入金口座について明記されました。その他、ファイナンスリース関連業務に係る制限の緩和、手続きの明確化により利便性の向上が図られています。

『試験区におけるファイナンスリース外貨管理オペレーション規程』変更点

- ✓ リースバック取引で受け取る外貨建てリース設備代金の元転を許可
- ✓ 外貨建てリース料収入は、その他資本項目専用口座へ入金
- ✓ 国外から航空機を購入し国内の賃借人にリースするにあたり前払金を支払う際に国家発展改革委員会の批准文書が提出できない場合、事後に銀行へ補足提出することが可能

² 『匯発[2017]21号』の詳細については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第451号をご参照ください。以下の URL よりダウンロードできます。⇒ <https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0471-XF-0105.pdf>

*

『1号通達』に続き、国家外貨管理局深圳市分局、広東省分局、天津市分局、浙江省分局、陝西省分局、湖北省分局などが同類の実施細則を公布しています。各自由貿易区の実施細則の詳細については、以下 URL の中国語原文をご参照ください。

[进一步推进中国（广东）自由贸易试验区深圳前海蛇口片区外汇管理改革试点实施细则](#)

[进一步推进中国（广东）自由贸易试验区广州南沙新区、珠海横琴新区片区外汇管理改革试点实施细则](#)

[进一步推进中国（天津）自由贸易试验区外汇管理改革试点实施细则](#)

[推进中国（浙江）自由贸易试验区外汇管理改革试点实施细则](#)

[进一步推进中国（陕西）自由贸易试验区外汇管理改革试点实施细则](#)

[推进中国（湖北）自由贸易试验区外汇管理改革试点实施细则](#)

『1号通達』およびその付属・添付文書の詳細については、4 ページからの日本語仮訳および 13 ページからの中国語原文をご参照ください。

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部】

(日本語仮訳)

国家外貨管理局上海市分局
上海匯発[2018]1号
「中国（上海）自由貿易試験区外貨管理改革試行の
さらなる推進の実施細則」の印刷・配布に関する通達

上海市各外貨指定銀行：

『国務院による中国（上海）自由貿易試験区改革開放の全面的な深化における方案の印刷・配布に関する通達』（国発[2017]23号）等の文書における要求を実行するため、国家外貨管理局の批准を経て、国家外貨管理局上海市分局は、ここに中国（上海）自由貿易試験区における外貨管理改革試行関連政策のさらなる推進について以下のように通知する。

- 1、 貨物貿易の電子書類における審査条件を緩和する。登録かつ営業場所がすべて区内にある銀行は、自主的に慎重に区内企業を選択し、そのために貨物貿易の外貨収支を取り扱うとき、電子書類を審査することができる。区内の貨物貿易外貨管理分類等級がA類である企業は、輸出収入審査待ち口座を開設する必要はなく、貨物貿易外貨収入は直接、経常項目外貨口座に入金することができる。
- 2、 区内の条件に合致する金融リース会社、外商投資ファイナンスリース会社および中国資本ファイナンスリース会社が国内の賃借人へファイナンスリースを取り扱うとき、外貨形式によりリース料を受け取ることを許可する。
- 3、 本部経済および決済センターの発展を支持する。多国籍企業、集团公司による外貨資金集中運営管理の参入条件を緩和する。一定の特徴を備える区内の金融リース会社、資産管理会社が上述の条件に合致する場合、規定に基づき外貨資金集中運営管理の試行を届出・展開することができる。
- 4、 外貨市場業務の発展を支持する。国外機構が規定に基づき直物元転・外貨転取引を展開することができる場合、登録かつ営業場所がすべて区内にある銀行は、そのために人民元と外貨のデリバティブ商品取引を取り扱うことができる。登録かつ営業場所がすべて区内にある銀行が国外機構のためにその国内外貨口座（外貨 NRA 口座）の元転業務を取り扱うことを許可する。
- 5、 クロスボーダー資金流動リスクを着実に防止する。外貨試行業務は真実性・合法性を有する取引を基礎としなければならない。虚偽、無効な取引書類を使用した業務を取り扱ってはならない。銀行は健全な内部統制制度を構築し、顧客を理解する、業務を理解する、審査の職責を尽くす、の業務展開3原則に基づき、全業務フローの真実性およびコンプライアンス性の審査メカニズムを改善し、業務を行い、データおよび異常・疑わしい情報の送付義務を厳格に履行しなければならない。

ない。外管局はオフサイト・モニタリングと立入確認検査を強化し、外貨収支アラート指標体系を改善し、異常もしくは疑わしい状況に対してリスク提示を行う。国際収支に重大な不均衡が発生もしくは発生する可能性があるとき、外管局は相応の臨時性管理制御措置を採用することができる。

- 6、 国家外貨管理局は、国家のマクロコントロール政策、外貨収支の形勢および試行の展開状況に基づき、試行内容を調整する。

本通達は、発布の日より実施する。以前の規定と本通達が不一致である場合、本通達を基準とする。執行において問題に遭遇した場合、遅滞なく国家外貨管理局上海市分局へフィードバックすること。特にここに通知する。

付属文書：中国（上海）自由貿易試験区外貨管理改革試行のさらなる推進の実施細則

国家外貨管理局上海市分局

2018年1月2日

付属文書：

中国（上海）自由貿易試験区外貨管理改革試行の さらなる推進の実施細則

第1章 総則

- 第1条** 中国（上海）自由貿易試験区（以下「試験区」という）の建設を支持し、『国务院による中国（上海）自由貿易試験区改革開放の全面的な深化における方案の印刷・配布に関する通達』（国発[2017]23号）等の文書における要求を実行するため、国家外貨管理局の批准を経て、本実施細則を制定する。
- 第2条** 試験区内の銀行（区内で登録している銀行ならびに区内業務を取り扱う上海地区のその他の銀行を含む、以下同）、国内外企業、非銀行金融機構、個人（以下「区内主体」という）に本実施細則を適用する。
- 第3条** 国家外貨管理局上海市分局（以下「外管局」という）は、試験区における外貨口座の開設、資金振替、元転・外貨転、外貨登記、人民元・外貨データ統計モニタリング等事項の監督管理に具体的な責任を負う。
- 第4条** 区内機構、個人は、本弁法および関連規定に基づき外貨業務を行わなければならない。現行の外貨管理規定に基づき、遅滞なく、正確に、完全に外管局へ関連データ情報を送付しなければならない。主体的に異常もしくは疑わしい状況を報告し、監督・検査および調査に協力しなければならない。
- 銀行は健全な内部統制制度を構築し、顧客を理解する、業務を理解する、審査の職責を尽くす、の業務展開3原則に基づき、全業務フローの真実性およびコンプライアンス性の審査メカニズムを改善し、業務を行い、データおよび異常・疑わしい情報の送付義務を厳格に履行しなければならない。
- 別途、規定がある場合を除き、機構、個人は本弁法に係る業務の真実性、合法性を十分に証明する関連文書および書類（電子書類を含む）等を保管して5年間、検査に備えなければならない。
- 第5条** 区内の主体は、本実施細則が規定する外貨管理試行業務を行う場合、真実、合法的な取引基礎を有し、合わせて口座を通じて手続きを行わなければならない、虚偽の契約等証憑の使用もしくは取引を作り上げてはならない。

第2章 経常項目業務

第6条 銀行は業務における真実・コンプライアンスの確保を基礎として、顧客を理解する、業務を理解する、審査の職責を尽くす、の業務展開3原則に基づき経常項目の外貨購入・支払、外貨受取・元転および振替等の手続きを行わなければならない。資金の性質が不明確な業務に対して、銀行は手続きを行う機構、個人主体にさらに関連書類の提出を要求しなければならない。サービス貿易等の項目における対外支払はなお、規定に基づき税務届出表を提出しなければならない。

第7条 登録かつ営業場所がすべて区内にある銀行は、自主的に慎重に区内企業を選択し、そのために貨物貿易の外貨収支を取り扱うとき電子書類の審査を行うことができ、具体的には以下のような条件である。

- (1) 取扱銀行は、完備されたリスク防止の内部統制制度を有していなければならない。電子書類を受け取り、保管・保存する技術プラットフォームもしくは手段を有し、かつ関連技術は電子書類の伝送、保管・保存の完全性、安全性を保證することができるものとする。取扱銀行が某年度外貨管理規定執行年度査定でB-類および以下の場合、査定結果を受け取った日から3年以内は新規顧客のために電子書類を審査する方式で貨物貿易の外貨収支を取り扱ってはならない。取扱銀行が直接、査定に参加しない場合、その上級の査定に参加した分行の査定等級を基準としなければならない。
- (2) 区内企業が取扱銀行で行う外貨収支のコンプライアンス性および信用記録が良好である場合。提出する電子書類の真実性・合法性・完全性を保証し、ならびに電子書類の送信、保管・保存の技術的条件を備えている場合。取扱銀行がリスク管理・コントロールから要求するその他条件を満たす場合。
- (3) 商業銀行は必要な技術的識別等の手段を採用し、企業が提出する電子書類の唯一性を確保し、同一書類およびそれと対応する紙ベースの書類が重複使用されることを避けなければならない。

第8条 区内の貨物貿易外貨管理分類等級がA類の企業は、輸出収入審査待ち口座を開設する必要はなく、貨物貿易の外貨収入は直接、経常項目外貨口座に入金することができる。『貨物貿易外貨管理ガイドライン実施細則』第40条に規定されている貿易の外貨収支業務について、A類企業が審査待ち口座を通じて手続きを行っていない場合、なお、当該条項が規定する書類に基づき手続きを行わなければならない。

区内の貨物貿易外貨管理分類等級がB類およびC類の企業は、現行の貨物貿易外貨管理規定に基づき関連する外貨業務を行わなければならない。

第9条 サービス貿易、収益および経常移転等の対外支払が1件あたり5万米ドル相当以上の場合、規定に基づき税務届出表を提出する。

第3章 資本項目業務

第10条 区内の金融リース会社、外商投資ファイナンスリース会社および中国資本ファイナンスリース会社が国内の賃借人へファイナンスリースを行うとき、そのリース物件の購入に用いる資金の50%以上が自社の国内外貨借入もしくは外貨外債に由来する場合、外貨形式によりリース料を受け取ることができる（詳細なオペレーション規程は添付1を参照）。

第4章 外貨市場業務

第11条 人民元と外貨デリバティブ商品業務の資格を備える銀行は、外貨管理規定に基づき試験区での関連業務のために、人民元と外貨デリバティブ商品サービスを提供することができる。国外機構が規定に基づき直物元転・外貨転取引を展開できる場合、登録かつ営業場所がすべて区内にある銀行は、そのために人民元と外貨デリバティブ商品取引を取り扱うことができる。デリバティブ商品の具体的な範囲および管理は、現行の外貨管理規定に合致し、銀行の元転・外貨転総合ポジション管理に組み入れ（FT口座を通じた取り扱いを除く）、合わせて現行の規定に基づき外管局へ関連データを送付しなければならない。

第12条 登録かつ営業場所がすべて区内にある銀行が、国外機構のためにその国内外貨口座（外貨 NRA 口座）の元転業務を取り扱うことを許可する（詳細なオペレーション規程は添付2を参照）。

第5章 附則

第13条 区内の企業が多国籍企業の外貨資金集中運営管理業務を展開する場合、その前年度における人民元・外貨の国際受取・支払規模が1億米ドルを超えることから5,000万米ドルを超えることに調整し、その他は『国家外貨管理局による「多国籍企業外貨資金集中運営管理規定」の印刷・配布に関する通達』（匯発[2015]36号）に基づき取扱う。

一定の特徴を備える区内の金融リース会社、資産管理会社が上述の条件に合致する場合、規定に基づき外貨資金集中運営管理試行を届出・展開することができる。特徴は、この種の機構と多国籍企業による外貨資金集中運営管理の緊密度、实体经济発展への着実な支持に資するか否か、当該企業集団の主要業務の支持に資するか否か、金融リスク防止に資するものか否か、等を含むがこれに限らない。

- 第14条** 外管局は法に基づき試験区の関連業務に対して監督管理を行い、オフサイト統計モニタリングを展開し、外貨収支アラート指標体系を改善し、異常もしくは疑わしい状況に対してリスク提示を行う。国際収支に重大な不均衡が発生もしくは発生する可能性があるとき、外管局は相応の臨時性管理制御措置を採用することができる。
- 外管局は国家のマクロコントロール政策、外貨収支の形勢および試行業務の展開状況に基づき、徐々に試行業務の内容を完備化および改善することができる。
- 第15条** 外管局は法に基づき試験区の関連業務に対して立入監督管理・検査および調査を行う。機構、個人が規定違反を行う場合、『中華人民共和国外貨管理条例』等に基づき処罰し、合わせて情状をみて関連主体が本実施細則が規定する関連業務を行うことを一時的に停止もしくは取り消す。
- 第16条** 本実施細則は発布の日より施行し、定めがない事項は現行の外貨管理規定に基づき取り扱う。
- 『国家外貨管理局上海市分局による「中国（上海）自由貿易試験区外貨管理改革試行のさらなる推進の実施細則」の印刷・配布に関する通達』（上海匯發[2015]145号）は同時に廃止する。

添付文書 1 :

試験区におけるファイナンスリース外貨管理オペレーション規程

1、ファイナンスリース類会社のファイナンスリース業務において国内で外貨リース料を受け取ることを許可する

- (1) 区内の金融リース会社、外商投資ファイナンスリース会社および中国資本ファイナンスリース会社（以下、「ファイナンスリース類会社」という）がファイナンスリース業務を取り扱うとき、そのリース物件の購入に用いる資金の 50%以上が自社の国内外貨借入もしくは外貨外債に由来する場合、国内において外貨形式でリース料を受け取ることができる。
- (2) 賃借人は、賃貸人が発行する外貨リース料支払通知書、「リース物件の購入に用いる資金の 50%以上が自社の国内外貨借入もしくは外貨外債に由来」することを証明できる証明文書等により、銀行で賃貸人に対してリース料の外貨購入・支払を行う。
- (3) 区内のファイナンスリース類会社が受け取る外貨リース料収入は、規定に基づき自ら銀行で開設した外貨口座（その他資本項目専用口座に振り替えなければならない）に入金することができ、外貨債務償還の必要を超える部分については、直接銀行で元転することができる。
- (4) ファイナンスリースでリースバック構造を採用する場合、賃貸人は外貨もしくは人民元の形式を選択し賃借人にリース設備代金を支払うことができる。賃借人が外貨で受け取る場合、元転することができる。

2、ファイナンスリースプロジェクトの貨物代金支払を利便化する

- (1) 区内のファイナンスリースプロジェクト会社が国外から航空機、船舶および大型設備を購入し賃借人にリースするとき、契約、商業書類等の書類により外貨支払手続きを行うことを許可する。
- (2) 証憑審査確認の要求。
 - 1、区内のファイナンスリース会社もしくはそのプロジェクト会社が、国外から航空機を購入し国内の賃借人にリースする場合、国家発展改革委員会が航空会社に発行する航空機購入もしくはリース批准文書、購入契約、商業書類等により外貨支払手続きを行う。前払代金を支払うとき国家発展改革委員会の批准文書が提出できない場合、事後に銀行へ補充提出することができる。
 - 2、区内のファイナンスリース会社もしくはそのプロジェクト会社が、国外から船舶および大型設備を購入し国内の賃借人にリースする場合、契約、商業書類等により外貨支払手続きを行う。

- 3、区内のファイナンスリース会社もしくはそのプロジェクト会社が、国外から航空機、船舶および大型設備を購入し、国外の賃借人にリースする場合、契約、商業書類等により外貨支払手続きを行い、外管局は通関申告書なし外貨支払方式により審査確認を行うことができる。
 - 4、区内のファイナンスリース会社もしくはそのプロジェクト会社は、前払代金を支払った後、規定に基づき貨物貿易外貨業務モニタリングシステム(企業端末)を通じて相応の企業報告を行わなければならない。
 - 5、外貨支払銀行が国外と締結した購入契約により、対外支払手続きを取り扱うとき、購入契約が共同購入者により締結されている場合、外貨支払銀行は契約に基づきファイナンスリースプロジェクト会社の対外支払手続きを行う。
 - 6、区内のファイナンスリース会社もしくはそのプロジェクト会社が、航空機、船舶および大型設備を購入し、国内の賃借人にリースする場合、関連規定に基づき外貨リース料を受け取る。
- (3) モニタリング管理。ファイナンスリースプロジェクト会社が前払代金を支払った後、外貨支払銀行より相応の台帳登記を行い、プロジェクトの入国もしくは国外への転リースの状況を追跡し、合わせて遅滞なく外管局に報告する。

添付文書 2 :

試験区における国外機構の国内外貨口座元転オペレーション規程

- 1、 国外機構は、規定に基づき試験区内に登録した銀行で開設した外貨口座（即ち外貨 NRA 口座）内の資金を元転することができる。
- 2、 元転により得た人民元資金は国内での支払に使用しなければならず、国外へ振替もしくは FT 口座および人民元 NRA 口座等へ入金してはならない。
- 3、 銀行は、直接的な元転方式に基づき外貨 NRA 口座の元転を取り扱う。
 - (1) 銀行は、銀行内部の口座を通じて元転および支払を行う場合、元転および支払を行うときに書類審査を行わなくてもよい。
 - (2) 外貨資金は原則として直接、元転の後、2 営業日以内に受取銀行口座へ振替し、受取銀行は規定に基づき受取側が提供した経常項目もしくは資本項目書類を審査した後、資金の入金手続きを行う。
 - (3) 受取銀行が審査後、資金がコンプライアンスに合致しないと認識し入金できない、もしくは取引の取消が生じて外貨返還をもたらす場合、経常、資本項目における取引にかかわらず、当該人民元資金はもとのルートで元転銀行に返却し、元転銀行は金額を受け取った当日に外貨購入後、直接もとのルートで外貨 NRA 口座へ返却しなければならない。
 - (4) 返却の過程において生じる通貨転換の損失もしくは収益は、国外機構（もしくは国外機構とその取引相手の協議）が負う。
 - (5) 『銀行の元転・外貨転統計制度』（匯発[2006]42号）に基づき、非居住機構が行う元転は、人民元資金の用途に基づき統計項目の具体的な帰属を確定する。
- 4、 銀行は、国外機構のためにその外貨 NRA 口座で元転を取り扱う過程において、それに異常もしくは規定違反に関わる状況を発見した場合、遅滞なく外管局に報告しなければならない。

(中国語原文)

国家外汇管理局上海市分局
上海汇发〔2018〕1号
关于印发《进一步推进中国（上海）自由贸易试验区
外汇管理改革试点实施细则》的通知

上海市各外汇指定银行：

为落实《国务院关于印发全面深化中国（上海）自由贸易试验区改革开放方案的通知》（国发[2017]23号）等文件要求，经国家外汇管理局批准，国家外汇管理局上海市分局现就进一步推进中国（上海）自由贸易试验区外汇管理改革试点有关政策通知如下：

- 一、 放宽货物贸易电子单证审核条件。注册且营业场所均在区内的银行可自主审慎选择区内企业，为其办理货物贸易外汇收支时审核电子单证。区内货物贸易外汇管理分类等级为A类的企业无需开立出口收入待核查账户，货物贸易外汇收入可直接进入经常项目外汇账户。
- 二、 允许区内符合条件的金融租赁公司、外商投资融资租赁公司及中资融资租赁公司在向境内承租人办理融资租赁时以外币形式收取租金。
- 三、 支持发展总部经济和结算中心。放宽跨国公司、集团公司外汇资金集中运营管理准入条件；具备一定特征的区内金融租赁公司、资产管理公司符合上述条件的，可按规定备案开展外汇资金集中运营管理试点。
- 四、 支持发展外汇市场业务。对于境外机构按规定可开展即期结售汇交易的，注册且营业场所均在区内的银行可以为其办理人民币与外汇衍生产品交易。允许注册且营业场所均在区内的银行为境外机构办理其境内外汇账户（外汇 NRA 账户）结汇业务。
- 五、 切实防范跨境资金流动风险。外汇试点业务应当具有真实合法交易基础，不得使用虚假、无效的交易单证办理业务。银行应当建立健全内控制度，按照了解客户、了解业务、尽职审查的展业三原则完善全业务流程的真实性和合规性审查机制并办理业务，严格履行数据及异常可疑信息报送义务。外汇局加强非现场检测与现场核查检查，完善外汇收支预警指标体系，对异常或可疑情况进行风险提示。当国际收支出现或可能出现严重失衡时，外汇局可采取相应的临时性管制措施。
- 六、 国家外汇管理局根据国家宏观调控政策、外汇收支形势及试点开展情况，调整试点内容。

本通知自发布之日起实施。以前规定与本通知不符的，以本通知为准。执行中如遇问题，请及时向国家外汇管理局上海市分局反馈。

特此通知。

附件：进一步推进中国（上海）自由贸易试验区外汇管理改革试点实施细则

国家外汇管理局上海市分局

2018年1月2日

附件：

进一步推进中国（上海）自由贸易试验区外汇管理改革试点实施细则

第一章 总则

第一条 为支持中国（上海）自由贸易试验区（以下简称试验区）建设，落实《国务院关于印发全面深化中国（上海）自由贸易试验区改革开放方案的通知》（国发[2017]23号）等文件要求，经国家外汇管理局批准，制定本实施细则。

第二条 试验区内银行（含注册在区内的银行以及办理区内业务的上海地区其他银行，下同）、境内外企业、非银行金融机构、个人（以下简称区内主体）适用本实施细则。

第三条 国家外汇管理局上海市分局（以下简称外汇局）具体负责监督管理试验区外币账户开立、资金划转、结售汇、外汇登记、本外币数据统计监测等事项。

第四条 区内机构、个人应当按照本办法及相关规定办理外汇业务；按现行外汇管理规定，及时、准确、完整地向外汇局报送相关数据信息；主动报告异常或可疑情况，配合监督检查和调查。

银行应当建立健全内控制度，按照了解客户、了解业务、尽职审查的展业三原则完善全业务流程的真实性和合规性审查机制并办理业务，严格履行数据及异常可疑信息报送义务。

除另有规定外，机构、个人应留存充分证明本办法所涉业务真实、合法的相关文件和单证（含电子单证）等5年备查。

第五条 区内主体办理本实施细则规定的外汇管理试点业务，应当具有真实合法交易基础，并通过账户办理，不得使用虚假合同等凭证或构造交易。

第二章 经常项目业务

第六条 银行应在确保业务真实合规的基础上，按照了解客户、了解业务、尽职审查的展业三原则办理经常项目购付汇、收结汇及划转等手续。对于资金性质不明确的业务，银行应要求办理的机构、个人主体进一步提供相关单证。服务贸易等项目对外支付仍需按规定提交税务备案表。

第七条 注册且营业场所均在区内的银行可自主审慎选择区内企业，为其办理货物贸易外汇收支时审核电子单证，具体条件如下：

- (一) 经办银行应具有完善的风险防范内控制度；具备接收、储存电子单证的技术平台或手段，且相关技术能够保证传输、储存电子单证的完整性、安全性；如经办银行某年度执行外汇管理规定年度考核为B-类及以下，自收到考核结果之日起三年之内不得再为新客户以审核电子单证方式办理货物贸易外汇收支；经办银行未直接参与考核的，应以其上一级参与考核分行的考核等级为准。
- (二) 区内企业在经办银行办理外汇收支的合规性和信用记录良好；保证提交电子单证的真实、合法、完整，并具备发送、储存电子单证的技术条件；满足经办银行出于风险管控要求的其他条件。
- (三) 商业银行应采取必要的技术识别等手段，确保企业提交电子单证的惟一性，避免同一单证以及与其相应的纸质单证被重复使用。

第八条 区内货物贸易外汇管理分类等级为A类的企业无需开立出口收入待核查账户，货物贸易外汇收入可直接进入经常项目外汇账户。对于《货物贸易外汇管理指引实施细则》第四十条规定的贸易外汇收支业务，A类企业未通过待核查账户办理的，仍需按照该条规定的单证进行处理。

区内货物贸易外汇管理分类等级为B类和C类的企业，应当按照现行货物贸易外汇管理规定办理相关外汇业务。

第九条 服务贸易、收益和经常转移等对外支付单笔等值5万美元以上的，按规定提交税务备案表。

第三章 资本项目业务

第十条 区内金融租赁公司、外商投资融资租赁公司及中资融资租赁公司在向境内承租人办理融资租赁时，如果其用以购买租赁物的资金50%以上来源于自身的国内外汇贷款或外币外债，可以外币形式收取租金（详细操作规程见附1）。

第四章 外汇市场业务

第十一条 具备人民币与外汇衍生产品业务资格的银行，可以按照外汇管理规定为试验区相关业务提供人民币与外汇衍生产品服务。

对于境外机构按规定可开展即期结售汇交易的，注册且营业场所均在区内的银行可以为其办理人民币与外汇衍生产品交易。

衍生产品的具体范围和管理应符合现行外汇管理规定，纳入银行结售汇综合头寸管理（通过

FT 账户办理的除外)，并按现行规定向外汇局报送相关数据。

第十二条 允许注册且营业场所均在区内的银行为境外机构办理其境内外汇账户（外汇 NRA 账户）结汇业务（详细操作规程见附 2）。

第五章 附则

第十三条 区内企业开展跨国公司外汇资金集中运营管理业务，其上年度本外币国际收支规模由超过 1 亿美元调整为超过 5000 万美元，其余按照《国家外汇管理局关于印发〈跨国公司外汇资金集中运营管理规定〉的通知》（汇发[2015]36 号）办理。

具备一定特征的区内金融租赁公司、资产管理公司符合上述条件的，可按规定备案开展外汇资金集中运营管理试点。特征包括但不限于：此类机构与跨国公司外汇资金集中运营管理的紧密度，是否有利于切实支持实体经济发展，是否有利于支持本企业集团的主营业务，是否有利于防范金融风险等。

第十四条 外汇局依法对试验区相关业务进行监管，开展非现场统计监测，完善外汇收支预警指标体系，对异常或可疑情况进行风险提示。当国际收支出现或可能出现严重失衡时，外汇局可采取相应的临时性管制措施。

外汇局可根据国家宏观调控政策、外汇收支形势及试点业务开展情况，逐步完善和改进试点业务内容。

第十五条 外汇局依法对试验区相关业务进行现场监督检查和调查。机构、个人违规的，依法按照《中华人民共和国外汇管理条例》等进行处罚，并视情节暂停或取消相关主体办理本实施细则规定的相关业务。

第十六条 本实施细则自发布之日起施行，未尽事宜按照现行外汇管理规定办理。《国家外汇管理局上海市分局关于印发〈进一步推进中国（上海）自由贸易试验区外汇管理改革试点实施细则〉的通知》（上海汇发[2015]145 号）同时废止。

附 1:

试验区融资租赁外汇管理操作规程

一、 允许融资租赁类公司融资租赁业务境内收取外币租金

- (一) 区内金融租赁公司、外商投资融资租赁公司及中资融资租赁公司（以下简称融资租赁类公司）办理融资租赁业务时，如用以购买租赁物的资金 50%以上来源于自身国内外汇贷款或外币外债，可以在境内以外币形式收取租金。
- (二) 承租人凭出租人出具的支付外币租金通知书、能够证明“用以购买租赁物的资金 50%以上来源于自身国内外汇贷款或外币外债”的证明文件等，到银行办理对出租人的租金购付汇手续。
- (三) 区内融资租赁类公司收取的外币租金收入，可以进入自身按规定在银行开立的外汇账户（应划入其他资本项目专用账户）；超出偿还外币债务所需的部分，可直接在银行办理结汇。
- (四) 融资租赁采用回租结构的，出租人可选择以外币或人民币形式向承租人支付租赁设备价款。承租人收取外币的，可以办理结汇。

二、 便利融资租赁项目贷款支付

- (一) 允许区内融资租赁项目公司从境外购入飞机、船舶和大型设备并租赁给承租人时，凭合同、商业单证等材料办理付汇手续。
- (二) 单证审核要求。
 - 1、区内融资租赁公司或其项目公司，从境外购入飞机并租赁给境内承租人的，凭国家发展改革委出具给航空公司的飞机购买或租赁批文、购买合同、商业单证等办理付汇手续。支付预付款时无法提供国家发展改革委批文的，可事后向银行补充提供。
 - 2、区内融资租赁公司或其项目公司，从境外购入船舶和大型设备并租赁给境内承租人的，凭合同、商业单证等办理付汇手续。
 - 3、区内融资租赁公司或其项目公司，从境外购入飞机、船舶和大型设备并租赁给境外承租人的，凭合同、商业单证等办理付汇手续，外汇局可按照无关单外汇支付方式进行核查。
 - 4、区内融资租赁公司或其项目公司支付预付货款后，须按规定通过货物贸易外汇业务监测系统（企业端）进行相应的企业报告。
 - 5、付汇银行根据与境外签订的购买合同，办理对外支付手续时，若购买合同由联合购买人签订的，付汇银行根据合同办理融资租赁项目公司对外支付手续。
 - 6、区内融资租赁公司或其项目公司购入飞机、船舶和大型设备并租赁给境内承租人，依据相关规定收取外币租金。
- (三) 监测管理。融资租赁项目公司支付预付货款后，由付汇银行办理相应的台账登记，跟踪项目进境或转租境外的情况，并及时报告外汇局。

附 2.

试验区境外机构境内外汇账户结汇操作规程

- 一、 境外机构按规定在注册于试验区内的银行开立的外汇账户（即外汇 NRA 账户）内资金可以结汇。
- 二、 结汇所得人民币资金应支付境内使用，不得划转境外或进入 FT 账户及人民币 NRA 账户等。
- 三、 银行按照不落地结汇方式办理外汇 NRA 账户结汇。
 - （一） 银行应通过银行内部账户办理结汇及支付，结汇及支付时可不审单。
 - （二） 外汇资金原则上不落地结汇后 2 个工作日内划入收款银行账户，收款银行按规定审核收款方提供的经常项目或资本项目单证后办理资金入账。
 - （三） 如收款银行审核后认为资金不合规无法入账或发生交易撤销引起退汇的，无论经常、资本项下交易，该笔人民币资金原路退回结汇银行，结汇银行应在收到款项当天通过不落地购汇后原路退回外汇 NRA 账户。
 - （四） 退回过程中发生的货币转换损失或收益由境外机构（或境外机构与其交易对手协商）承担。
 - （五） 根据《银行结售汇统计制度》（汇发[2006]42 号），非居民机构办理结汇按照人民币资金用途确定统计项目的具体归属。
- 四、 银行为境外机构办理其外汇 NRA 账户结汇过程中发现其存在异常或涉嫌违规情况的，应及时报告外汇局。

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言：**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持：**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権：**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責：**
 - （1） 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - （2） 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。